主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人石川実の上告理由第一点について。

上告人と被上告人との間の婚姻関係の破綻について、被上告人の側に主たる責任 はない、とした原審の認定判断は、挙示の証拠関係によつて是認することができ、 原判決に所論の違法はなく、論旨は採用することができない。

同第二点について。

上告人と被上告人との間の婚姻関係が、昭和三二年一二月頃、すでに破綻していた、とする原審の認定は、挙示の証拠によつて是認することができ、右事実関係のもとでは、被上告人が昭和三七年頃から他の女性と同棲している事実は、被上告人の本訴請求の当否についての判断に影響を及ぼさない、とした原審の判断は正当であり、原判決に所論の違法はなく、論旨は採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

六	語	原	柏	裁判長裁判官
郎	=	中	田	裁判官
郎	Ξ	村	下	裁判官
雄	正	本	松	裁判官